

## 受信料財源業務の費用の上限についての考え方

### 1 2号受信料財源業務

実施基準案では、2号受信料財源業務の実施に要する費用について、「各年度の受信料収入の2.5%を上限とする」こととしています。これは、以下のとおり、今後3年程度を見越して考えられる費用見込みを踏まえて検討した結果によるものです。

NHKは、現行放送法第20条第2項各号の規定に基づいて、次のような受信料を財源としたインターネット活用業務を実施してきました。

①放送法第20条 第2項第2号 の業務	放送済みの放送番組・編集資料を一般に提供する業務
②放送法第20条 第2項第5号 の業務	同条第1項の業務に附帯する業務 〔放送番組の周知・広報、災害・緊急情報、外国人向け 情報発信 等〕
③放送法第20条 第2項第8号 の業務	放送およびその受信の進歩発達に特に必要な業務として、 総務大臣の認可を得て行うもの 〔ハイブリッドキャスト、らじる☆らじる、クリエイ ティブライブラリー 等〕

放送法の改正に伴い、改正放送法の下で行う新たな2号受信料財源業務にはこれらすべてが含まれることとなり、上限設定の対象になります。

このうち、①の業務の費用は、総務大臣の認可を受けて定めた「放送法第20条第2項第2号の業務の基準」において「年間40億円程度を上限とする」と定めているものですが、平成26年度予算では約32億円を計上しています。

同じく平成26年度予算で、②の業務には約33億円、③の業務には約8億円を、それぞれ計上しています。

また、今回の上限の検討にあたっては、この業務に要する費用の透明性を向上させる観点から、費用の見積額に職員人件費も算入することとしました。他の業務と兼務する職員も含めた業務量を勘案すると、この業務にかかる職員人件費は、平成26年度予算で約31億円に相当します。

したがって、現在実施している業務を継続するためには、これらの金額を合わせた約105億円が必要になります。

今後3年間程度を見通すと、サービスの充実を図ること等による費用の増加が見込まれます。その主な要素は、テレビ国際放送の強化に伴う外国人向けネットサービスの充実、ハイブリッドキャストの普及促進、国内テレビジョン放送の放送と同時に行う「試験的な提供」、リオデジャネイロ・オリンピックへの取り組み、さらに、これらに伴って増加するインフラ経費や権利処理費用などで、合わせて30億円規模の増加が見込まれます。このうち、平成27年度には、テレビ国際放送関連のサービス充実、ハイブリッドキャストの普及促進、インフラ整備等に要する費用として、十数億円の増加を見込んでいます。また、職員人件費については、今後3年程度で大きな変動はなく約30～35億円程度であると見込んでいます。

したがって、今後3年程度の間、現在の費用に対して30億円余りの増加となり、約140億円程度になるものと見込まれます。さらに技術の進歩、社会情勢の変化および市場の動向などに対応して柔軟に業務が実施できるよう、上限値を「150～170億円規模」と設定することが必要であり、かつ、適当であると考えました。

実施基準において2号受信料財源業務の費用の上限を示すことが求められているのは、放送受信設備を設置した方からいただく受信料をインターネット活用業務に使用することには自ずと一定の限度があるためだと考えます。その趣旨に鑑みれば、費用の上限は、放送受信料のうちどの程度までをインターネット活用業務に充てるのかを受信料支払者の皆さんにお示しするという観点、つまり、受信料収入に対する比率の形で示すのが適当だと考えます。

上述の150～170億円という金額は、平成26年度予算における受信料収入(6,428億円)の2.33～2.64%に相当しますので、実施基準案では、これを踏まえ

て「受信料収入の2.5%」を上限とすることとしたものです。

いずれにしても、この「受信料収入の 2.5%」は、あくまでも2号受信料財源業務の費用の上限値として設定するものであって、実際の支出予算は、毎年度の予算編成の中でNHK全体の財政状況を踏まえて決定し、毎年度の実施計画で概要をお示しするとともに、国会の承認を得て確定し、NHK予算資料の中で公表していくこととなります。

## **2 3号受信料財源業務**

テレビ国際放送の受信環境整備のために、番組提供という形で外国のネット配信事業者のチャンネルを確保するにあたっては、一定の対価を支払うことも想定されることから、その他の番組提供に要する費用も見込んで、「年額1億円程度」を上限とすることとしました。